

国民保護計画とは

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（**国民保護法**）第34条により、国が定める「国民の保護に関する基本指針」※に基づき都道府県知事が作成しなければならない計画。

※国民の保護に関する基本指針

国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の種類および類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置、緊急対処事態の事態例などが定められている。

○国民保護計画に定める事項（国民保護法第34条第2項）

- 1 国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 国民の保護のための措置に関する事項
- 3 訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 市町村や指定地方公共機関の計画を作成する際の基準となるべき事項
- 5 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 6 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体等との連携に関する事項
- 7 都道府県知事が必要と認める事項

高知県国民保護計画は、平成18年3月作成、平成21年3月変更

変更の背景

- 1 北朝鮮が平成29年度に度々繰り返した、日本上空を通過する弾道ミサイル発射などに備え、新たな対応が必要となった。
- 2 本県では、平成29年11月に初めてのミサイル対応訓練、平成30年1月に約8年ぶりの国民保護訓練を実施し、高知県国民保護計画を検証した。
- 3 国の基本指針が、北朝鮮情勢を踏まえて平成29年12月に一部変更された。

国が平成29年に改めて変更した「国民の保護に関する基本指針」を踏まえるなどして変更。

○変更の手続き

- ・4月26日 高知県国民保護協議会幹事会の開催
- ・5月1日 高知県国民保護協議会への諮問
- ・5月30日 高知県国民保護協議会からの答申
- ・6月1日 内閣総理大臣協議の申出
- ・6月26日 閣議決定

変更内容

1 核攻撃等による災害発生時の除染等を明記（新規）

核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2 警報等の情報伝達手段としてのJアラート、エムネットの活用について明記（新規）

①全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の活用

県民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。

②緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の活用

内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。

■その他

関係機関・県の組織改編等に伴う変更、統計数値等の更新、関係法令の改正等に伴う変更

3 避難訓練の例示、地下への避難、避難施設の収容人数を把握することを明記（追加）

①自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

②避難施設の指定に当たっての留意事項

- ・堅ろうな建築物や地下施設を指定
- ・事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握

4 県外へ住民を避難させる場合、避難先の知事等に事務を委託することを明記（追加）

5 Jアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動を周知することを明記（追加）